

## 神栖市 A B トラック南西地域における飲用井戸の調査結果等について

平成 20 年 5 月 7 日 (水)

環境省総合環境政策局環境保健部			
環境安全課環境リスク評価室			
直	通	TEL	03 (5521) 8263
代	表	TEL	03 (3581) 3351
室	長		森下 哲 (内線 6340)
室	長	補佐	筒井 誠二 (内線 6341)
環境	専門	調査員	土弘 道夫 (内線 6342)

茨城県			
代	表	TEL	029 (301) 1111
保健	福祉	部生活	衛生課長 村山 正利
		課長	補佐 時野谷 浩 (内線 3428)
〃		保健	予防課長 青山 充
		課長	補佐(技術
		総括)	細田 孝子 (内線 3231)
生活	環境	部環境	対策課長 磯 和佳
		課長	補佐(技術
		総括)	吉田 憲司 (内線 2962)

神栖市生活環境部環境課			
代	表	TEL	0299 (90) 1111
課		長	野口 正信 (内線 540)
地下	水汚	染対策	室室長 猿田 俊治 (内線 546)

神栖市 A B トラック南西地域の外縁部に設置した 4 か所 (M41~M44) のモニタリング孔の地下水調査において、1 か所 (M41) から 0.005~0.035 mg/l のジフェニルアルシン酸 (DPAA) が検出されたことについて、本年 3 月 27 日に公表したところです。

これを踏まえ、「茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング及び飲用井戸水の安全確保について」(別紙)に基づき、ジフェニルアルシン酸が検出された M41 から概ね 200~600 メートル圏内に設定した新たな飲用自粛範囲にあたる全ての飲用井戸 35 件の調査を実施したところ、全ての飲用井戸においてジフェニルアルシン酸は不検出でしたのでお知らせします。

今回、飲用井戸の調査を行った範囲においては、本年 3 月 27 日の時点で既に井戸水の飲用等の自粛のお願いを行っていますが、引き続き井戸水の飲用等の自粛をお願いすることとします。また、この範囲の地域において、新たなモニタリング孔を設置し、地下水汚染範囲の監視を行うこととしています。

## 1 ジフェニルアルシン酸の調査結果等について

### (1) 調査対象範囲

ABトラック南西地域の新たにジフェニルアルシン酸（DPAA）が検出されたモニタリング孔（M41）から概ね200～600メートル圏内の全ての飲用井戸（図参照）

### (2) 調査結果等

- ・採水日：平成20年4月7～8日
- ・採水件数：35件
- ・不検出：35件
- ・検出：無し

※DPAA不検出：定量下限値未満のことをいう。  
本分析の定量下限値は0.001 mg/l（ヒ素換算値）である。

## 2 今後の対応について

今回飲用井戸の調査を行った範囲においては、本年3月27日時点で既に井戸水の飲用等の自粛のお願いを行っていますが、引き続き井戸水の飲用等の自粛をお願いすることとします。

また、この範囲の地域において、専門家の意見を踏まえて新たなモニタリング孔を設置し、地下水汚染範囲の監視を行うこととしています。

# 神栖市ABトラック南西地域の飲用井戸の全数調査範囲

飲用井戸の全数調査範囲

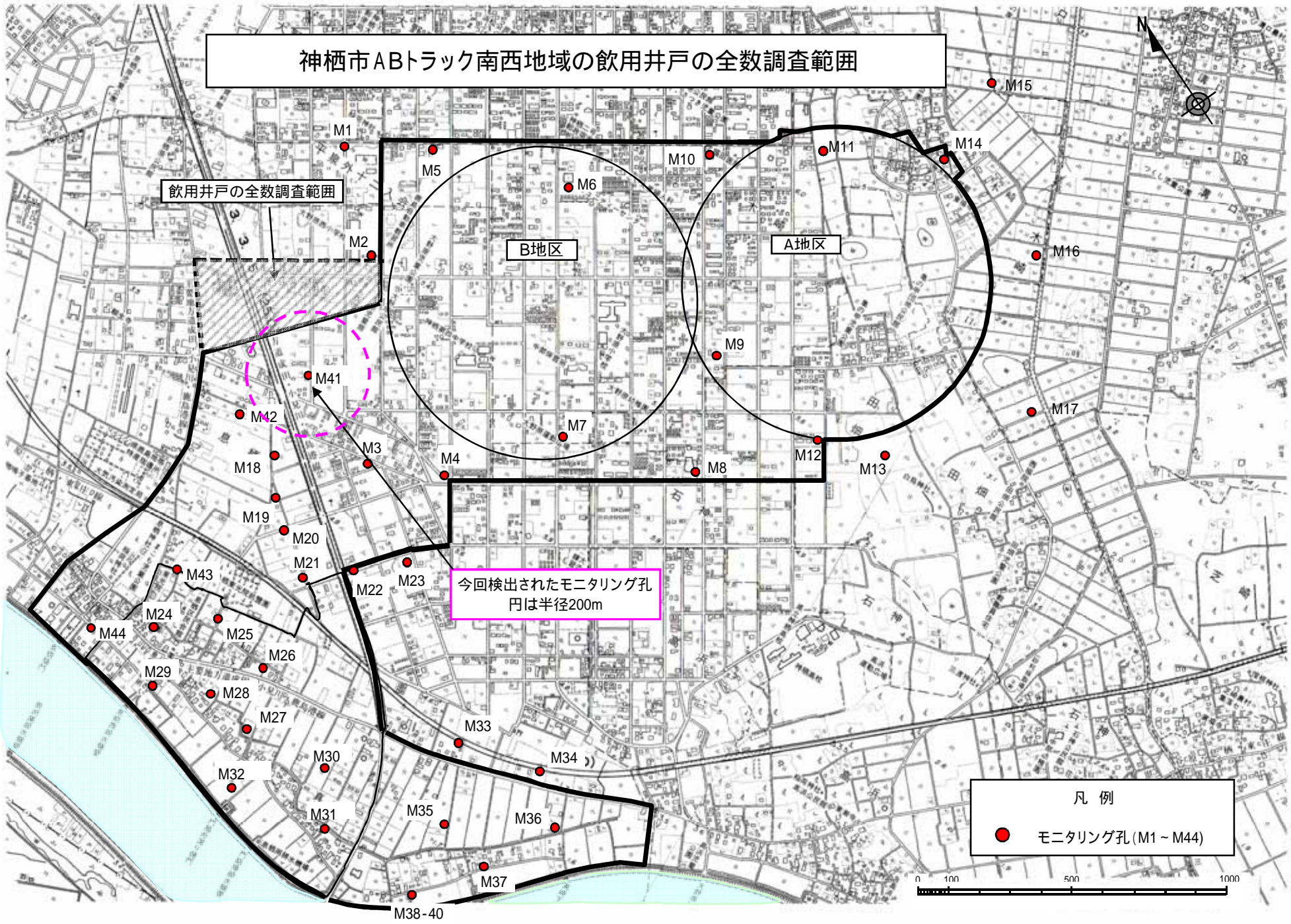
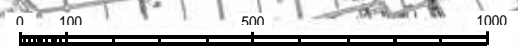
B地区

A地区

今回検出されたモニタリング孔  
円は半径200m

凡例

● モニタリング孔(M1~M44)



M38-40

(平成16年7月5日 第4回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会決定事項)

茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング  
及び飲用井戸水の安全確保について

環 境 省  
茨 城 県  
神 栖 町

1. 地下水汚染範囲のモニタリング

これまでの調査の結果から、地下水、井戸水がジフェニルアルシン酸に汚染されているおそれがあるのは、おおむねA地区、B地区を中心とするいわゆるABトラック内に限られていると考えられる。

このため、この範囲内における井戸水の飲用の自粛等について住民に要請を行っているところ。

今後、環境省は、茨城県及び神栖町と協力して、①ABトラック内の汚染の状況、地下水位等のデータをもとに汚染の状況を把握・予測しつつ、②ABトラックの外周17カ所に設置したモニタリング孔（別紙）において、季節ごとに地下水中のジフェニルアルシン酸、地下水位及び地下水の流向・流速等を測定し、地下水の汚染範囲がABトラックの外に拡大していないことを監視する。

2. ABトラックの外で汚染が認められる（認められるおそれがある）場合の対応

データ予測から汚染の拡大のおそれがある場合やモニタリング孔の地下水から汚染が発見された場合など、ABトラックの外で汚染が認められる（認められるおそれがある）場合には、以下の対応をとることとする。

1) 井戸水が汚染されている可能性のある範囲の決定

まず、広めの範囲で抜き取り調査を行った上で、その結果を踏まえて井戸水が汚染されている可能性のある範囲を絞り込むこととし、具体的な手順は下記のとおり。

#### ①抜き取り調査の範囲の決定

新たに発見された汚染地点の周辺の井戸水について、専門家の意見を踏まえて抜き取り調査を行う範囲、調査井戸を決定（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて決定）。

#### ②井戸水調査の実施

①で決定された範囲内の調査対象井戸について、茨城県及び神栖町が採水を行い、環境省が分析を行う（まず総ヒ素を分析し、総ヒ素が検出されたもののみジフェニルアルシン酸の分析を行う。）。

#### ③井戸水が汚染されている可能性のある範囲の決定

②の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、井戸水が汚染されている可能性のある範囲を決定（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて決定）。

### 2) 井戸水が汚染されている可能性のある範囲内の飲用井戸水の全数調査

1) ③によって確定された井戸水汚染範囲内の飲用井戸について、全数調査を実施（2の1）②と同様に、茨城県及び神栖町が採水を行い、環境省が分析を行う）。

### 3) 新たなモニタリング範囲の設定

2) の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、該当地域周辺で新たなモニタリング井戸を設定し（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて設定）、継続的なモニタリングを実施する。